

番号：160873

国名：パプアニューギニア

担当：地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム

案件名：温室効果ガスインベントリ開発のための能力開発プロジェクト詳細計画策定調査（第2次調査）（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年1月上旬から2017年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.37M/M、合計 0.87M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	11日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月24日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>

業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年12月6日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	パプアニューギニア/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

パプアニューギニア（以下「PNG」という。）は、長期国家戦略 Vision 2050 の中で環境持続性と気候変動を重点戦略分野のひとつに掲げ、2050 年までのカーボンニュートラルな社会の実現を目指して気候変動対策の主流化に取り組んでいる。REDD の提唱国、また UNREDD のパイロット国として森林分野の温室効果ガス（Greenhouse Gas、以下「GHG」という）排出削減に積極的である。また、近年の経済成長に伴う化石燃料の利用量増加を受けて、2016 年 1 月に各国に先駆けて提出した国別目標では、2030 年までの再生可能エネルギーへの完全移行、分野横断的なエネルギー効率の改善、交通分野の GHG 排出量削減等が目標に掲げられている。

PNG は、気候変動枠組条約の下で、第 1 次／第 2 次国別報告書にかかる GHG インベントリ作成を 2 度実施している。この経験から明らかにされた課題を踏まえ、2015 年には気候変動管理法が成立し、気候変動関連政策の統括機関が指定されるなど、国レベルでの体制整備が進められた。他方、GHG データベースの設計・整備、データ収集・管理、運営体制構築等の専門性を有する人材不足の問題を依然として抱えている状況である。

かかる背景の下、PNG 政府の要請に基づき、JICA は国家 GHG インベントリの定期的かつ持続的な作成を実現するため、人材育成を含む実施体制の構築を目的とした技術協力プロジェクトを実施することとなった。本事業のカウンターパート機関（以下、「C/P 機関」という。）には、既述の気候変動関連政策の統括機関である Climate Change and Development Authority が想定されている。

上記を受け、JICA は 2016 年 9 月 25 日～10 月 1 日に第 1 次詳細計画策定調査を実施し、他ドナーによる同分野への支援状況と、本プロジェクト実施体制及び支援方針について、関連機関と確認を行った。第 2 次調査となる本調査では、第 1 次詳細計画策定調査の結果に基づき、プロジェクト実施に必要な更なる調査・情報収集を行い、協力計画を策定の上、合意文書を締結する。また、事前評価を行うために必要な情報を収集・分析する。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に理解し、他の団員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集・整理・分析するとともに、協力計画策定に必要な以下の調査を行う。また、他の団員が作成する調査結果を踏まえた詳細計画策定調査報告書（案）全体の取りまとめを行うこととする。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2017年1月上旬～下旬)
  - ア 要請書、関連する報告書、PNG関係機関作成の資料等の既存情報を収集・分析し、要請の背景や内容、及び第 1 次調査における先方機関との協議状況を把握する。
  - イ アに基づき、不足している情報や関係者への確認事項を整理し、現地調査にて訪問・協議すべき機関を検討し、担当分野の調査計画・方針案を検討する。
  - ウ 必要に応じて、関係機関、他ドナー機関等に対する質問票(案)(英文)を作成する。
  - エ プロジェクトのPDM案/P0案(和文・英文)及び事業事前評価表(案)を検討する。
  - オ 担当分野に係る対処方針(案)作成に協力する。
  - カ 調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間(2017年1月下旬～2月上旬)
  - ア 関係機関、JICA PNG事務所等との協議、打合せに参加する。
  - イ 以下の項目に関して他団員と協力し、第 1 次詳細計画策定調査の内容を踏まえて、本プロ

プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料を収集・分析し、現状を把握する。

- 1) PNGの国家政策及び気候変動分野の動向と、GHGインベントリ開発の位置づけ
  - 2) PNG側関係機関（CP機関及び他の関係機関を含む）の組織体制、所掌業務、人員体制、予算とその計画・承認プロセス、他機関との関係性等
  - 3) 気候変動分野における他ドナー機関の援助動向
  - 4) 気候変動対策分野における我が国の協力と効果の発現状況、本案件との関わり
  - 5) プロジェクトの直接・間接の裨益者の確認
  - 6) プロジェクトから予想される正・負のインパクト
  - 7) プロジェクトの実施に必要な投入
- ウ イを踏まえ、本プロジェクト協力内容に関する協議に参加し、専門的観点から助言を行う。
- エ PNG側関係機関との協議結果に基づくPDM（案）、PO（案）の作成に協力する。
- オ PNG側関係機関との協議結果に基づくR/D（案）、M/M（案）の取りまとめに協力する。
- カ 評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- キ 担当分野に係る現地調査結果をJICA PNG事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2017年2月上旬～下旬)

- ア 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- イ 現地調査結果及び収集資料の整理、分析を行い、収集資料リストを作成する。
- ウ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- エ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、他の団員が作成した報告書（案）をとりまとめ、詳細計画調査報告書（案）（和文）を作成する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は、詳細計画策定調査報告書（案）（和文）とし、電子データをもって提出することとする。また、業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下の通り。

- (1) PDM（案）、PO（案）（和文、英文）
- (2) 事業事前評価表（案）（和文）
- (3) 面談記録
- (4) 収集資料一式

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上してください）。  
航空経路は、日本⇒ポートモレスビー（PNG）⇒日本を標準とします。

宿泊料については、ポートモレスビー9泊を想定しています。ポートモレスビーで宿泊する場合にはJICAの安全基準を満たす宿泊施設に限られ、かつそれらの宿泊料が高いことから、調整単価を設定しています。ポートモレスビーでの宿泊料積算にあたっては同単価に基づき27,300円／泊として計上してください。なお、前述の調整単価は、物価変動及び為替レートの変動により、契約途中で見直される可能性があります。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務機関は2017年1月31日～2月10日の11日間を想定しています。出発日／帰国日が数日前後する可能性があります。JICAの調査団員は本業務従事者に5日遅れて現地調査を開

始し、同時に終了する予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) GHGインベントリ (コンサルタント)
- エ) 評価分析 (本契約受注者)

③便宜供与内容

JICAパプアニューギニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査の基本的なスケジュールアレンジ
- カ) 執務スペースの提供  
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を、2016年11月18日までの間、配布いたします。地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム 担当・丸林までお問い合わせください。

(電話 03-5226-9504、メール : gegem@jica.go.jp)

- 1) 温室効果ガスインベントリ開発のための能力開発プロジェクト 要請書
- 2) 第1次詳細計画策定調査関連資料、及びM/Mの写し
- 3) 調査日程 (案)

また、以下の資料は当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- 4) インドネシア共和国低炭素開発戦略支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000000374>)
- 5) インドネシア気候変動対策能力強化プロジェクト中間レビュー調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000013353>)
- 6) ベトナム社会主義共和国 国家温室効果ガスインベントリ策定能力向上プロジェクト詳細計画策定調査(第1回・第2回)報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000254326>)
- 7) ベトナム社会主義共和国 国家温室効果ガスインベントリ策定能力向上プロジェクト事業事前評価表  
([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009\\_0900449\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0900449_1_s.pdf))
- 8) ベトナム社会主義共和国 国家温室効果ガスインベントリ策定能力向上プロジェクト終了時評価調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000017562>)

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制

度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意し現地の治安状況については、JICA現地事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意すること。また、特にPNG国内での作業においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICA PNG事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業従事者を登録してください。

- ③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。

以上